

【青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条第4号についての公表】

2026年6月26日

イ) 直近三事業年度新規学卒等採用者の数およびそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

- 2023年 0名
- 2024年 0名
- 2025年 1名(うち離職 0名)

ロ) 男女別の直近三事業年度新規学卒等採用者の数

- 2023年 0名
- 2024年 0名
- 2025年 1名(男性:1名、女性:0名)

ハ) 直近の三事業年度に採用した青少年である労働者(35歳未満。直近三事業年度新規学卒等採用者を除く。)の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

- 2023年 1名(男性:1名、女性:0名)(うち離職 0名)
- 2024年 1名(男性:0名、女性:1名)(うち離職 1名)
- 2025年 1名(男性:1名、女性:0名)(うち離職 0名)

ニ) その雇用する労働者の平均継続勤務年数

- 平均継続年数 6.9年

ホ) その雇用する労働者に対する研修の内容

- 新入社員研修(ビジネスマナー、ビジネス基礎講座他)
- 専門技術教育(施工管理・設計他)
- スキルアップ研修(土木工学)

へ)その雇用する労働者が自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助の有無並びにその内容

- 制度有(職務に必要な資格取得のための受験費用など、試験代・交通費の負担と報奨金を与える)

ト)新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有無

- 制度有(研修期間中、先輩社員がメンターとして新入社員に指導・助言を行う)

チ)その雇用する労働者に対してキャリアコンサルティングの機会を付与する制度の有無及びその内容

- 制度有(職業能力の開発及び向上のため、人事評価制度を明確に定め、年1回のキャリア面談をしながらキャリアコンサルティングを実施)

リ)その雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びにその内容

- 制度有(資格取得手当の支給制度)

ヌ)その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間

- 2025年 9.7時間

ル)その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇の平均日数

- 2025年 14日(取得率70.0%)

ヲ)育児休業の取得の状況として、次に掲げる全ての事項

(1)その雇用する男性労働者であって、直近の事業年度において配偶者が出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数

- 2025年 男性労働者の配偶者が出産した者 → 1名
2026年 男性の育児休業取得者数 → 0名

(2)その雇用する女性労働者であって、直近の事業年度において出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数

- 2025年 女性労働者で出産した者 → 0名
2026年 女性の育児休業取得者数 → 0名

ワ)役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

- 役員:25.0%
- 管理職:20.0%